

第2号様式（建設工事等）

千葉県住宅供給公社建設工事等一般競争入札公告第2号

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月14日

千葉県住宅供給公社

理事長 内田 信

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 パティオス9番街照明器具LED化交換工事
- (2) 工事を施工する場所 千葉市美浜区打瀬1丁目9番
- (3) 工事期限 令和9年5月31日
- (4) 工事の概要 以下の項目について、工事を行う。
共同住宅 鉄筋コンクリート造6階建 1棟の照明器具LED化交換工事
建築面積 : 3,862.66㎡ 延べ面積 : 14,498.82㎡
住戸数 : 115戸
・115戸の住戸内（居室以外）および集会室等共用部の照明器具LED化交換
交換台数：33種類 886台
- (5) 主要資材 LED照明器具
- (6) 予定価格 35,068,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県住宅供給公社契約事務取扱規程第8条の規定に該当しない者。
- (2) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、電気工事について建設業法に定める建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (3) 資格者名簿における電気工事の格付がA等級またはB等級である者。
- (4) 千葉県内に本店を有する者。
- (5) 当該工事に、電気工事施工管理技士の資格を有し、かつ、主任技術者として、本工事に配置できる者。
- (6) 過去15年間に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る電気工事（設備の部分的な更新又は修繕工事を除く）を元請で施工した実績がある者。

3 入札の場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の問い合わせ先

〒260-0016 千葉市中央区栄町1番16号

千葉県住宅供給公社 総務部 総務課 電話番号 043(227)5161

(2) 入札説明書等の配布期間 公告の日から令和8年9月30日(水)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
の間に上記3(1)に示す電話番号へご連絡ください。

(3) 入札説明書等の構成 入札説明書、仕様書、契約書(案)、設計書、様式集

(4) 入札説明書等の配布

パスワード付き圧縮ファイルとして公社ホームページからダウンロードできます。

配布希望者は公社へ電話し、解凍パスワードを確認してください。

その他、公社へ来社せず受取れる方法としてEメール等での配布も可能です。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年10月22日(木) 午前10時00分

イ 場 所 〒260-0016 千葉市中央区栄町1番16号
千葉県住宅供給公社 第一会議室

(6) 資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。

4 入札参加資格の確認等

この一般競争入札の参加を希望する者は、上記3(2)で配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を2部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 提出日 令和8年9月24日(木) から 令和8年9月30日(水) 17時まで必着
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 3(1)に示す場所

ウ 提出方法 「一般書留郵便」または「簡易書留郵便」により郵送してください。
資格確認資料は資料確認後、一部を控えとして返送します。

エ 提出部数 2部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年10月9日(金) までに送付により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、資格がないと通知された日から起算して7日以内に、総務部総務課長に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から3日以内に書面で回答する。

5 配置予定主任(監理)技術者の確認

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配布する「配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。

- (2) 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下のア～ケの要件を全て満たさなければならない。

ア 当該工事現場に監理技術者が行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は所属建設業者（入札参加者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

オ 監理技術者が兼務できる工事は千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること。

カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 監理技術者は維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

- (3) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

6 その他

- (1) 資格確認資料の作成説明会は、実施しない。

- (2) 現場説明会は、実施しない。

- (3) 提出された資格確認資料は、提出時に1部を返却し、残部については返却しない。

なお、公表し、また無断で使用することはしない。

- (4) 工期は、事情により変更することがある。

- (5) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟読し、遵守すること。

- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (7) 入札保証金 免除

- (8) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封入した入札書を入札日時に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において千葉県住宅供給公社理事長から上記4により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (9) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(10) 本工事は最低制限価格が適用される工事である。当該最低制限価格を下回る金額の入札については失格となる。

(11) 契約書の作成の要否 要

(12) 落札者の決定方法 この公告に示した工事契約を履行できると千葉県住宅供給公社理事長が判断した入札者であって、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(13) その他 詳細は、入札説明書による。